

自衛隊岩手地方協力本部キャラクターデータ利用規程

(目的)

第1条 この規程は、「自衛隊岩手地方協力本部キャラクター（ぎんが三姉妹）」（以下「岩手地本キャラクター」という。）のイラストデータの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(イラストデータに関する権利)

第2条 岩手地本キャラクターに関する一切の権利は、自衛隊岩手地方協力本部（以下「岩手地本」という。）に属する。

(利用の申請)

第3条 岩手地本キャラクターを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合及び自衛隊又は岩手地本が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ自衛隊岩手地方協力本部長（以下「本部長」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 岩手地本キャラクターのイラストデータの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他本部長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 本部長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が岩手地本の行う業務の推進や自衛隊及び岩手地本のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、本部長は必要があると認める場合には、岩手地本キャラクターのイラストデータの利用方法その他について、条件を付することができる。

2 本部長は、利用許諾を行ったときは、申請者と協定書（別記様式第2号）を締結する。

(利用許諾の制限)

第5条 岩手地本キャラクターのイラストデータの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、本部長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 自衛隊及び岩手地本の信用又は品位を害するものと認められる場合

- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 岩手地本キャラクターのイラストデータの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 岩手地本キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現が岩手地本キャラクターの立体物と認められない場合
- (9) 岩手地本キャラクターのイラストデータの著しい変形その他岩手地本キャラクターのイラストデータの利用が適当でないとして認められる場合
- (10) その他本部長が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第6条 岩手地本キャラクターのイラストデータ利用料は、無料とする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を継承することができる。

(利用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみ利用すること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その形状、色、素材、大きさ、用途等がわかる写真を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、岩手地本キャラクターのロゴ(別記様式第3号)を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(許諾の内容の変更等)

第9条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第4号)を本部長に提出し、本部長の許諾を受けなければならない。

2 本部長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、

適当と認めるときは、これを許諾し、改めて申請者と協定書（別記様式第2号）を締結する。

（許諾の取り消し等）

第10条 本部長は、次の各号いずれかに該当する場合は利用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
 - (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条各号いずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他岩手地本キャラクターのイラストデータの利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 本部長は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 本部長は、利用者に岩手地本キャラクターのイラストデータの利用状況について報告させ、又は調査することができるものとする。

（利用の非独占性等）

第11条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して岩手地本キャラクターのイラストデータを利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について自衛隊又は岩手地本の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第12条 岩手地本は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 岩手地本は、岩手地本キャラクターのイラストデータの利用を許諾したこと起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、岩手地本キャラクターのイラストデータを利用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負い、自衛隊及び岩手地本に不利益とならないよう処理するものとする。
- 3 利用者は、岩手地本キャラクターのイラストデータの利用に際して故意又は過失により、自衛隊又は岩手地本に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を国に賠

償しなければならない。

(情報の公開)

第 14 条 本部長は、岩手地本キャラクターのイラストデータの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、岩手地本キャラクターのイラストデータの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第 15 条 この規程に関する事務は、自衛隊岩手地方協力本部募集課広報班が行う。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、岩手地本キャラクターのイラストデータの利用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 岩手地本は、平成 31 年 3 月 31 日を経過する場合において、この規程の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

自衛隊岩手地方協力本部キャラクター (ぎんが三姉妹) 利 用 申 請 書 自衛隊岩手地方協力本部長 様			
年 月 日			
申 請 者	会社等名称		
	住 所	〒	
	代 表 者	職 名	
		氏 名	
私は、自衛隊岩手地方協力本部キャラクター（ぎんが三姉妹）を利用したいので、 下記のとおり申請します。 記			
利 用 形 態	1 印刷物 ・ 2 立体物		
商 品 等 の 名 称			
具体的な利用の方法			
デザインの変更	1 なし ・ 2 あり		
制 作 数 量			
利 用 期 間			
連 絡 先	担 当 者 名		
	電 話 番 号		
	M a i l		

キャラクター利用に関する協定書

自衛隊岩手地方協力本部（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は、_____年__月__日付で申請のあった自衛隊岩手地方協力本部キャラクター（ぎんが三姉妹）（以下「岩手地本キャラクター」という。）のイラストデータ利用に関して次のとおり協定する。

第 1 条（利用料）

商品の販売を目的とする場合を含め、甲は乙に対し利用に係る料金の請求は実施しない。

第 2 条（地位の継承）

乙に属する相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般継承人は、乙がこの協定に基づき有する利用許諾に基づく地位を継承することができる。

第 3 条（利用上の遵守事項）

乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用すること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品 1 点を提供すること。ただし、提供が困難なものについては、その形状、色、素材、大きさ、用途等がわかる写真を提出すること。
- (3) 本協定により許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、利用規程に定める自衛隊岩手地方協力本部キャラクターのロゴを、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

第 4 条（許諾内容の変更）

乙が、利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書を甲に提出するものとする。

第 5 条（許諾の取消し等）

甲は、次の各号いずれかに該当する場合は利用許諾を取り消し、乙に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。乙は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 乙が利用規程に違反した場合

- (2) 乙が本協定により甲の付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 利用規程第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他岩手地本キャラクターのイラストデータの利用継続が不適當であると認められた場合
- 2 甲は、前項の規定による利用許諾の取消しにより乙に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - 3 甲は、乙に対し岩手地本キャラクターのイラストデータの利用状況について報告させ、又は調査することができる。

第6条（利用の非独占性等）

この協定による利用許諾は、乙が自己の商標や意匠とするなど、独占して岩手地本キャラクターのイラストデータを利用する権利を付与し、かつ商品及び乙について自衛隊又は甲の推奨を行うものではない。

第7条（経費等の負担）

甲は、乙がこの協定に関する申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

第8条（損失補償等の責任）

甲は、岩手地本キャラクターのイラストデータの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 乙は、岩手地本キャラクターのイラストデータを利用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、自衛隊及び甲に不利益とならないよう処理するものとする。
- 3 乙は、岩手地本キャラクターのイラストデータの利用に際して故意又は過失により自衛隊又は甲に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を国に賠償しなければならない。

第9条（情報の公開）

甲は、岩手地本キャラクターのイラストデータの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、岩手地本キャラクターのイラストデータの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

記 載 の 一 例

利用に関し付与する条件等

1 (利用期間)

- (1) イラストデータの利用期間は、許諾を受けた日から〇年間とする。
- (2) 期間満了後に商品等の在庫がある場合、利用内容の変更がないときは在庫がなくなるまで利用期間を延長するものとする。
(その他、申請者との協議で記載事項を詰める。)

記 載 の 一 例

その他の合意事項 1

(データの提供)

甲は、乙からの申請に基づき甲が使用を許可するイラストデータについて乙に提供する。

(その他、申請者との協議で記載事項を詰める。)

この協定を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保持するものとする。

年 月 日

官 職 自衛隊岩手地方協力本部長
甲 所在地 岩手県盛岡市内丸7-25
氏 名

会社名
乙 住 所
氏 名

岩手地本キャラクター
りくは
ぎんが陸葉（リーニヤ）

岩手地本キャラクター
うみは
ぎんが海波（カーニヤ）

岩手地本キャラクター
そらは
ぎんが空羽（クーニヤ）

※キャラクターが単体の時（イラストデータと名前は正しい組み合わせを使用する。）

- 1 文字色、背景色及び書体は適宜とする。
- 2 文字の大きさは適宜とするが、目視できる大きさとする。

自衛隊岩手地方協力本部キャラクター (ぎんが三姉妹) 変 更 申 請 書 自衛隊岩手地方協力本部長 様			
年 月 日			
申 請 者	会社等名称		
	住 所	〒	
	代 表 者	職 名	
		氏 名	
私は、自衛隊岩手地方協力本部キャラクター（ぎんが三姉妹）の利用について、下記のとおり変更したいので申請します。 記			
利 用 形 態	1 印刷物 ・ 2 立体物		
商 品 等 の 名 称			
具体的な利用の方法			
デザインの変更	1 なし ・ 2 あり		
制 作 数 量			
利 用 期 間			
連 絡 先	担 当 者 名		
	電 話 番 号		
	M a i l		